

平成 24 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 T A I Y O
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 河 渕 健 司
(コード番号：6252 東証第二部)
常 務 取 締 役
問 合 せ 先 経 営 本 部 長 島 田 千 佳 代
兼 経 営 企 画 部 長
(TEL. 06-6340-1110)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに
全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 4 月 9 日付当社プレスリリース「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 24 年 4 月 9 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしました通り、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項に係る定款一部変更及び全部取得条項付普通株式(下記「1. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容②」において定義いたします。)の取得について、本日開催の当社の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議し、また、全部取得条項に係る定款一部変更について、本日開催の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記の通り、いずれも原案通り承認可決されましたので、下記の通りお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の定める上場廃止基準に該当することとなり、平成 24 年 5 月 11 日から平成 24 年 6 月 11 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 6 月 12 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付普通株式について、平成 24 年 6 月 14 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記録された株主様をもって、平成 24 年 6 月 15 日を取得日として、当該株主の皆様が保有する全部取得条項付普通株式(但し、自己株式を除きます。)を当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 1,162,400 分の 1 株の割合をもって当社の A 種種類株式(下記「1. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容①」において定義いたします。)を交付する株主の皆様と定めることを決議いたしましたので、併せて下記の通りお知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成 24 年 4 月 9 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしました通り、以下の①から③の方法による当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得(以下「本完全子会社化手続」と総称します。)について必要なお承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更し、定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種種類株式(以下「A 種種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設し、当社を種類株式発行会社(会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じです。)といたします。
- ② 上記①の手続による変更後の当社の定款の一部を追加変更し、全ての当社普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の普通株式を以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)
- ③ 会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②の各手続による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社は、当社を除く全部取得条項付普通株式に係る株主(以下「全部取得条項付普通株主」といいます。)の皆様から全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得の対価として、全

部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種類株式を1,162,400分の1株の割合をもって交付いたします。なお、この際、パーカー・ハネフィン・ジャパン・ホールディングス合同会社（以下「パーカー・ハネフィン・ジャパン・ホールディングス」といいます。）以外の全部取得条項付普通株主の皆様に対して交付されるA種類株式の数は、いずれも1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種類株式が1株未満となる各株主様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

2. 当社の定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①及び②）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち②は本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも承認可決されました。本臨時株主総会第1号議案に係る定款変更の内容は、平成24年4月9日付当社プレスリリース「1.（1）種類株式発行に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その1」）」に記載の通りであり、また本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、同プレスリリース「1.（2）全部取得条項に係る定款一部変更の件（「定款一部変更の件その2」）」に記載の通りです。

（2）本定款一部変更の効力の発生

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会の承認可決をもって本日発生しております。また、本完全子会社化手続のうち②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成24年6月15日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成24年4月9日付当社プレスリリース「2. 全部取得条項付普通株式の取得の件」においてお知らせいたしました通り、会社法第171条第1項並びに本完全子会社化手続のうち①及び②による変更後の定款に基づき、取得日（下記「（2）全部取得条項付普通株式の取得の効力発生」において定義いたします。）において、当社が全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株式名簿に記録された全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行するA種類株式を1,162,400分の1株の割合をもって交付するものです。なお、この結果、パーカー・ハネフィン・ジャパン・ホールディングスを除く全部取得条項付普通株主の皆様へ交付するA種類株式の数は1株未満となる予定です。

（2）全部取得条項付普通株式の取得の効力発生

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち②の定款変更の効力が発生することを条件として、平成24年6月15日（以下「取得日」といいます。）に発生いたします。

（3）全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記の通り、当社は、取得日において、全部取得条項付普通株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、取得日の前日の最終の当社の株式名簿に記録された全部取得条項付普通株主の皆様に対して、その保有する全部取得条項付普通株式1株につき、新たに発行するA種類株式を1,162,400分の1株の割合をもって交付いたします。かかる交付の結果生じるA種類株式の1株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種類株式を、会社法第234条の規定に従ってこれを売却し、当該売却により得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付普通株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社では、会社

法第 234 条第 2 項及び同条第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、各株主の皆様が従前保有していた当社普通株式の数に 250 円（本公開買付けの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様に対して交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

4. 上場廃止の予定について

上記承認決の結果、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 24 年 5 月 11 日から平成 24 年 6 月 11 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 6 月 12 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所市場第二部において取引することはできません。

5. 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本完全子会社化手続の日程の概要（予定）は以下の通りです。

種類株式発行に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち①）の効力発生日	平成 24 年 5 月 11 日（金）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 24 年 5 月 11 日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の基準日設定 公告	平成 24 年 5 月 14 日（月）
当社普通株式の売買最終日	平成 24 年 6 月 11 日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成 24 年 6 月 12 日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付の基準日	平成 24 年 6 月 14 日（木）
全部取得条項に係る定款一部変更（本完全子会社化手続のうち②）の効力発生日	平成 24 年 6 月 15 日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及び A 種種類株式交付（本完全子会社化手続のうち③）の効力発生日	平成 24 年 6 月 15 日（金）

以 上